

個々の「条文」を読むコツ

- 一見して分かりにくいときは、最初から完璧に把握しようとはしない。
- まずは、おおよその趣旨を把握することが重要。

→ そのためには…

1. 「見出し」を活用する

(…)
第〇条

← 見出し

〇〇は、~しなければならない。

- * 「第〇条」の前に置かれている“かっこ書き”
- * 内容をコンパクトに“要約”したもの

2. 条文の骨格・構造を把握する

骨格・構造を把握する流れ(基本)

法令の規定は、基本的には、(a) 一定の「行為」を指図したり、
(b) 権利の発生などの法的な「効果」を生じさせたりするもの
→ まずは、その結論部分である「述語」を起点に把握

「行為」を指図するタイプを見てみると・・・

① まず、「述語」と、その指図の名宛人 = 「主語」を押さえる。

述語：「～しなければならない」「～してはならない」「～することができる」など

主語：「○○は」

② 述語の「客体」を探す。

客体：「○○を」「○○に対し」「○○について」など

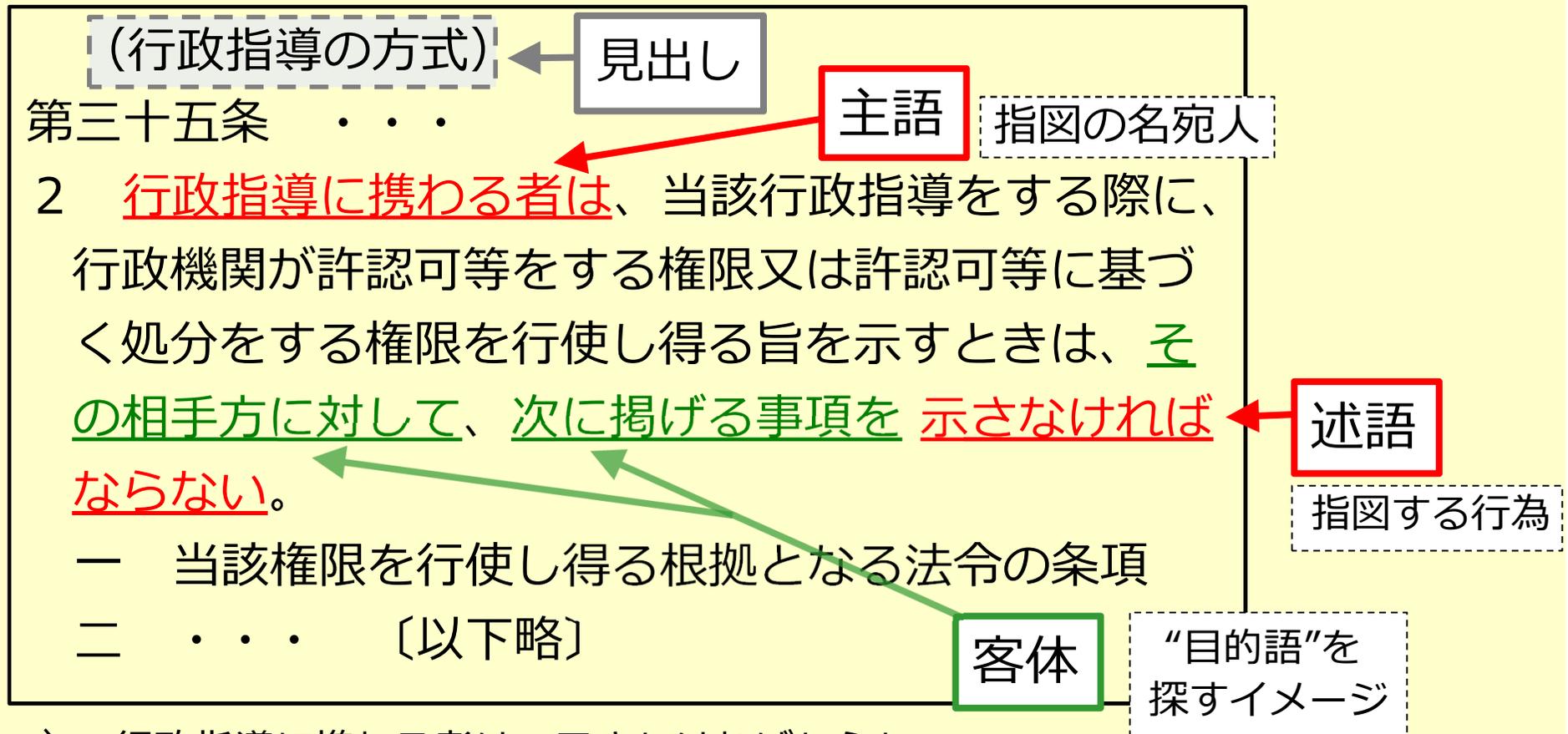
③ 「条件」、「方法」、「時点」などの修飾要素に目を向ける。

条件(場合)：「～の場合において」「～ときは」「～に限り」など

方法：「～の方法により」など **時点**：「～の際」「～に当たり」など

実際に条文を見てみよう I (述語・主語→客体)

◎行政手続法 (平成5年法律第88号)



⇒ 行政指導に携わる者は…示さなければならない。

→ **何を?** 次に掲げる事項を

→ 漢数字の「一」、「二」などの箇条書き部分（「号」と呼ぶ）を見る

→ **誰に?** その相手方に対して

実際に条文を見てみよう I (条件、方法、時点など)

(行政指導の方式)

第三十五条 . . .

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、
行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づ
く処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、そ
の相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければ
ならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 . . . [以下略]

時点

条件

⇒ ポイントは、“かたまり”に分けて把握すること

→ 読点「、」が1つの目安になる

* 主語「○○は」の後には「、」が原則

* 条件を示す“かたまり”が長いときは、前後に「、」

法的な「効果」を生じさせるタイプについては・・・

“ かたまり ” に分ける考え方の基本は、同じ。ただ、次の点に注意。

効果の「発生」に対応した「主語」

- * 指図ではないので、“名宛人”ではない
 - 発生する効果の“帰属主体”が主語（「誰に／何に」効果が生じるのか）
 - ※ 無生物（権利、契約など）が主語になる場合もある

「効果」の前提となる「要件」が重要

- * 「条件（場合）」に要件が書かれやすく、その分、「条件」部分が長くなることがある
 - 「条件」が長くなると、条文の冒頭にはまず「条件」を書き、その後に「主語」を書くことがある

実際に条文を見てみよう II (述語・主語→客体)

◎ 民法（明治29年法律第89号） ※ いわゆる債権法改正後

（目的物の滅失等についての危険の移転）

第五百六十七条 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。〔以下略〕

主語

効果の帰属主体

客体

述語

「不可能」の効果

実際に条文を見てみよう II (条件)

(目的物の滅失等についての危険の移転)

第五百六十七条 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。〔以下略〕

条件 1

条件 2

* 名詞に付く“カッコ書き”は、その内容を説明したり、範囲を拡大・限定したりするので、注意（上記の「目的物」の後の“カッコ書き”は、範囲の限定）

* 「～場合において、xxxときは」

→ 「場合」は、ベースとなる1段目の条件

「とき」は、その上で問題になる2段目の条件